

蕨市下水排除基準

令和3年4月1日

対象物質又は項目 排水量(m3/日)		排除基準	特定事業場 排水量:m3/日				非特定事業場 排水量:m3/日			
			50	30	10	0	50	30	10	0
令 第 九 条 の 第 一 項 に 掲 げ る 物 質	有 害 物 質	カドミウム及びその化合物								
		シアン化合物								
		有機燐化合物								
		鉛及びその化合物								
		六価クロム化合物								
		砒素及びその化合物								
		水銀及びアルキル水銀その他 水銀化合物								
		アルキル水銀化合物								
		ポリ塩化ビフェニル								
		トリクロロエチレン								
		テトラクロロエチレン								
		ジクロロメタン								
		四塩化炭素								
		1, 2-ジクロロエタン								
		1, 1-ジクロロエチレン								
		シス-1, 2- ジクロロエチレン								
		1, 1, 1- トリクロロエタン								
		1, 1, 2- トリクロロエタン								
		1, 3-ジクロロプロペン								
		チウラム								
		シマジン								
		チオベンカルブ								
		ベンゼン								
		セレン及びその化合物								
ほう素及びその化合物										
ふっ素及びその化合物										
1, 4-ジオキサン										
ダイオキシン類										
環 境 質	環 境 質	フェノール類	新設				既設			
		銅及びその化合物								
		亜鉛及びその化合物								
		鉄及びその化合物								
		マンガン及びその化合物								
		クロム及びその化合物								
項 目 等	境 項 目 等	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	適用除外				適用除外			
		水素イオン濃度(PH)								
		生物化学的酸素要求量(BOD)								
		浮遊物質(SS)								
		ノルマルヘキサン抽出物質 鉱油類 動物油								
		窒素含有量								
		燐含有量								
		温度								
		沃土消費量								

内は、直罰対象の排除基準です。

内は、除害施設の設置等の義務付けに係る排除基準です。

アンモニア性 窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量・PH・BOD・SS・窒素含有量・燐含有量・温度に係る()内の 数値は製造業又はガス供給業に適用します。